

太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針

1 目的

この実施方針は、携帯電話基地局（以下「基地局」という。）の設置等に伴う住民紛争が生じていることにかんがみ、携帯電話会社（以下「事業者」という。）が周辺住民に対して、基地局の設置若しくは改造をしようとする時、または、既設基地局について説明を求められた時の説明責任を明確にし、もって市民と事業者の紛争を防止することを目的とする。

2 定義

この実施方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （１）基地局とは、携帯電話端末、その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備をいう。
- （２）事業者とは、基地局の設置若しくは改造をしようとする者、及び既設基地局を管理している者をいう。
- （３）周辺住民とは、基地局の設置予定の場所または既設基地局の場所を中心に、その影響が及ぶと想定される範囲の住民とする。

3 市の責務

市は、周辺住民と事業者との紛争の防止および調整に努めるものとする。

4 事業者の責務

事業者は、基地局の設置若しくは改造、または、既設基地局についての説明を求められた場合、住民説明会の開催等、周辺住民の意見を聴き、理解が得られるよう誠意をもってその解決にあたり、紛争の防止に努めるものとする。

5 周辺住民の責務

周辺住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めるものとする。

太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針の基本的な考え方について

携帯電話基地局については、設置の適正化等に関する条例制定や施策実施等を求める請願および要望が出されているところです。

まず、わが国の電波に対する取組みや考え方を、以下のとおり確認します。

○ わが国では、平成 2 年に「電波防護指針」を策定し、電波が人体に影響を及ぼさないと判断する際の基本的な考え方や規制値を示しています。この数値は、ICNIRP（国際非電離放射線防護委員会）が策定した「国際的ガイドライン」と同等であり、約 50 倍の安全率が適用されています。

＊WHO（国際保健機関）は、わが国の電波防護指針を支持しています。また、国際ガイドラインを下回る強さの電波により、健康に悪影響が発生する証拠はないとの公式見解を表明しています。

○ 総務省は、平成 9 年に電波防護指針の根拠となる科学的データの信頼性を向上させるため、「生体電磁環境研究推進委員会」を設置し、医学・生物学・工学の専門家による研究を進めてきています。この結果、平成 19 年 4 月に報告書がとりまとめられ、「現時点では、電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められない。」と公表しています。

○ 現在までの携帯電話基地局の設置にかかる裁判の判例では、国の電波防護指針や生体電磁環境研究推進委員会の報告を支持しています。

以上のことを踏まえると、住民の健康不安等の主張に対して、国の見解を超えた安全基準を考慮した市独自の条例を制定することは、困難と考えています。

このため、携帯電話基地局の設置若しくは改造、または既設基地局周辺の住民等から、電磁波に関する健康不安等にかかる申し入れがあった場合は、その周辺の住民等に対して、携帯電話会社が安全性等に関する説明を実施する旨を定め、住民紛争を防ぐことを目的とした「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」を定めるものです。